

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2018

3月号 Vol. **84**



春の訪れ。
～樗谿公園(鳥取県鳥取市)～

写真提供: らいか 様 (鳥取県鳥取市)
Instagram: <https://www.instagram.com/auran1031/>

発行: 鳥取県知的所有権センター
〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL: 0857-52-6728 FAX: 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL: 0857-52-6722 FAX: 0857-52-6674

知財 とっとり



Vol. 84
2018. 3 月号

❖ 目 次 ❖

1. 「知財専門家駐在日」のお知らせ (平成30年4月)
2. 平成29年度 第2回知財連携会議 開催報告
3. 使ってみたい鳥取県版特許集2018 発刊
特許庁からのお知らせ
- 4.~5. 鳥取県知的所有権センター担当者より
- 6.~7. 知財Q & A
~伝統的な図柄のデザインだけをライセンスする方法はあるの?~
8. 書籍のお知らせ (発明推進協会の本 2018.3)
9. 鳥取県特許関係情報 (平成30年2月発行)

鳥取県知的所有権センターポータルサイト



<http://tottorichizai.com/>

とっとりちがい

検索

鳥取県知財総合支援窓口



<http://torimado.com/>

鳥取県知財総合

検索

鳥取県発明協会



<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/>

とっとりはつめい

検索



写真提供: らいか様 (鳥取県鳥取市)

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「INPIT鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知財専門家
4月 4日(水)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部支部 2階	田中(俊)弁理士
4月 5日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
4月12日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
4月19日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
4月26日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mailにてご確認ください。鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://torimado.com/>) では、窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

知財専門家は3月7日現在の予定であり、変更となる場合があります。

お申し込み連絡先

鳥取県知財総合支援窓口

☎ ■TEL 東部窓口：0857-52-5894
西部窓口：0859-36-8300
✉ ■E-mail：torimado@toriton.or.jp

◀ 知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。 ▶

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。各会場共通 開催時間は13:00~16:00

月 日	会場(予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
4月 3日(火) 4月 17日(火)	倉吉市立図書館 (TEL:0858-47-1183)	特許等無料相談会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00)
4月 6日(金) 4月 20日(金)	倉吉商工会議所 (TEL:0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
4月 10日(火)	鳥取県立図書館 (TEL:0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
4月 11日(水)	境港商工会議所 (TEL:0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
4月 18日(水)	米子商工会議所 (TEL:0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
4月 24日(火)	米子市立図書館 (TEL:0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
------------------------------------	-------	-----------------------

平成29年度 第2回知財連携会議 開催報告

平成30年2月16日（金）、平成29年度 独立行政法人工業所有権情報・研修館事業（知財総合支援窓口運営業務事業）第2回知財連携会議を開催いたしました。

この会議は、中小企業等の企業経営において知的財産が効果的に活用されるよう、支援機関と連携して支援を実施するため、関係者が一堂に集まり、情報提供・共有を目的に開催しています。概要は以下のとおりです。

- 日時：平成30年2月16日（金） 14:00～16:00
- 場所：ホテルハーベストイン米子 郷の間・宴の間 （住所：米子市弥生町8-27）
- 参加：県内各商工会議所、商工会連合会、公立図書館、鳥取大学、米子高専、産業技術センター、JETRO、よろず支援拠点、日本弁理士会 中国支部、中国経済産業局、INPIT 15名と知財総合支援窓口の事務局4名を合わせた合計19名。
- 議題：①平成29年度 第2回知財連携会議 参加者紹介
②平成29年度 知財総合支援窓口 支援状況報告
③平成30年度 知財総合支援窓口 施策について
④知財ビジネスマッチング会開催 結果報告
⑤INPIT『連携機関との取組について』
⑥中国経済産業局『地域における知財施策について』
⑦各機関の中小企業支援策の紹介
⑧知財総合支援窓口の支援事例について（1件）
⑨次年度へ向けて意見交換会 など



会議の様子

今年度と次年度の施策の相違点として、

- ①西部支部駐在のコーディネーターが2名体制へ。（現在1名）
- ②米子市立図書館にて、四半期に1回実施していた弁理士駐在日が廃止。
- ③知財連携会議のような会議メンバー一堂が集まる会議は開催せず、個別で会合をおこなっていく。

また、今回の会議では、神戸税関 境税関支署 統括審査官 杉内 知己氏に、「税関における知的財産侵害物品の取締りについて」と題して、ご講演いただきました。

税関における知的財産関係の取締り状況等についてわかりやすく話され、会議メンバーは熱心に聞き入っておられました。



神戸税関 境税関支署
統括審査官 杉内 知己 氏

今後も益々、各支援機関の皆様と連携を強め、県内企業の支援に全力であたっていきたい旨を山本センター長が述べ、閉会といたしました。

「使ってみたい鳥取県版特許集2018」発刊いたしました。

このたび鳥取県内の企業、大学および公設試等がそれぞれ保有し、技術移転を希望している特許を集めたシーズ集『使ってみたい鳥取県版特許集2018』を発刊いたしました。

掲載内容の照会、特許集の送付希望等がありましたら、下記までご連絡ください。

また、『使ってみたい鳥取県版特許集』は下記のホームページで、常時公開しておりますのでご覧ください。
(2018年版は3月下旬から公開予定です)

◆鳥取県産業振興機構ホームページ
<<http://www.toriton.or.jp/~tokkyo-shu/>>



問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構
知的所有権センター 担当：上田
TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674
E-mail : chizai@toriton.or.jp



特許庁からのお知らせ

★特許情報プラットフォーム機能追加・改善予定について(再掲)

下記のとおり機能の追加・改善を行う予定ですのでお知らせいたします。平成30年3月12日予定

1. 特許・実用新案検索機能の刷新

特許庁システムとの連携により、データベースの共通化と検索機能の追加・改善が行われます。具体的には、以下のような機能追加・改善が行われます。

- 外国公報(米国・欧州・国際出願)の英語テキスト検索(機能追加)
- 分類とキーワードを掛け合わせた検索(機能追加)
- 近傍検索(機能追加)
- 国内の公開特許公報等のテキスト検索が可能な年範囲の拡大(機能改善)
- 検索結果表示件数の上限拡大(機能改善)

※あくまでも現在予定されているスケジュールであり、今後変更、追加等の可能性があります。
※リリース日周辺はリリースに伴う作業を実施するため全サービスを停止することがあります。
※詳細につきましては、日程が近づきましたら改めてJ-PlatPatトップページの「お知らせ欄」及びINPITホームページでお知らせします。

この記事に関するお問い合わせ先
特許庁 知財情報部 情報提供担当 電話(代表) 03-3581-1101 内線2413



「平昌冬季オリンピック・パラリンピック」 ～鳥取県・江原道の友好交流～

(一社) 鳥取県発明協会
知財コーディネーター 岩田 克己

今年の冬は殊のほか寒かったように感じました。歳のせいかなとも思ったりしましたが、どうも皆さん「寒かった！」と仰られます。私だけではなかったようで、安心しました。「地球は温暖化している」が定説ではありますが、一方「地球は寒冷期に入った」と唱える説もあり、当地域のここ数年の寒暖状況からは「??」と思えても致し方ない現実があります。しかし、地球を100年規模で温度推移を観察すると右肩上がりは間違いなく、今冬の北極は異常な暖かさであったとの報道もあります。私は「やはり地球は温暖化している」説に共感を覚えています。地球規模の温暖化へ向けた熱流のうねりが徐々に大きくなり、その結果寒気団のうねりがより大きくなり、当地域にも異常寒波をもたらしているのであろう、と勝手に解釈しているところです。従って、温暖化効果ガスであるCO2の排出は、従来にも増して規制すべきであろう、と思っています。

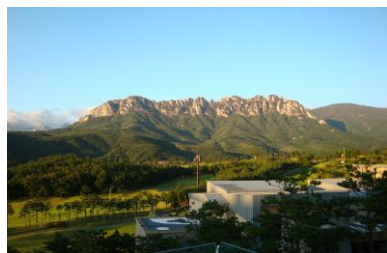
さて、そのような寒い冬のさなか平昌冬季オリンピックが開催されました。帰宅後はコタツに身体を埋め、毎日テレビに見入っていました。なお、この原稿を記しているのは、平昌冬季オリンピックを終えパラリンピックが始まろうとする端境の時期であり、平昌或いは冬季オリンピックを主体にお話を進めて行きたいと思います。

1. 「平昌（ピョンチャン）」って、ご存知でしたか？

鳥取県外の人達にとっては、「平昌」という地名は「はじめて聞いた」と仰られる方が多いのでは無いですでしょうか？ 地名「平昌」は韓国・江原道の平昌郡のことで、人口5万人、今冬のオリンピックではスキー会場となりました。平昌の隣の江原道・江陵（カンヌン）市は人口21万人、スケートの会場となりました。江原道は人口150万人で、鳥取県とは友好交流の絆を結んでいます。韓国における江原道は、日本における鳥取県とよく似ており、韓国の観光地・リゾート地として韓国国内では近年注目を浴びている地域です。

2. 鳥取県-江原道 友好交流20周年 使節団（2014.10.2～10.5）

鳥取県-江原道 友好交流20周年を記念し使節団が組織され、2014年10月2日～5日にかけて江原道へ派遣されました。使節団は希望者が自由に参加でき、私も参加することができました。80人程度の規模であったと記憶しております。現地では、行く先々で歓迎の横断幕が掲げられ、感動したものです。



景色は美しく、この山は、朝鮮南部の著名な山であったものを、北部にはこんな立派な山は無いだらうと自慢するために運んだところ、金剛山という立派な山を見て、江原道に置いて逃げ帰った、との伝説があるそうです。鳥取県内でも似たような伝説があるので知っていたので興味深く伺った記憶があります。



北朝鮮へ続く海岸線の景色は、人っ子ひとりも視野に入らぬのが不気味で、印象に残っています。



なんといっても圧巻は、平昌冬季オリンピック会場でした。



こういう体験をしているので、コタツに埋もれて平昌冬季オリンピックを堪能したこともご理解頂けるのでは無いでしょうか？ 恐らく、当時の使節団の方々には、私と同じ気持ちで見入られたことでしょう。25周年記念式典で使節団派遣がもし計画されたら、もう一度是非行きたいと思っています。

3. 平昌冬季オリンピック競技

「パシュート」・「カーリング」は、放映された全番組を見ました。こんな面白い競技があるとは、改めて知った次第です。個人の体力・知力のみならず、力学の素養を味方につけると、上位入賞も可能であることを実証しました。「パシュート」では、風の抵抗を如何に自身に受けないようにするかに工夫をし、体力を温存することにより個別の個人記録では劣っても集団では勝つことができる・・・こんな競技は夏季のオリンピックにはありません！ 「カーリング」は、一見、ビリヤードに似てはいるが、20kgのストーンの行方を大声で知らせながら指示し、氷の面を掃いて摩擦抵抗を減らし、わずかな回転力が大きな進路変更をもたらす・・・こんな変わったスポーツも夏季競技にはありません！ しかも運動量は、1ゲームに使用するカロリーが、バスケットボール1試合と同等なので、すから驚きです。

平昌冬季オリンピックの参加国は92カ国。エクアドル、エリトリア、コソボ、マレーシア、ナイジェリア、シンガポールの6カ国は、冬季オリンピック初参加でした。常々、冬季オリンピックは、寒い国だけの競技で不公平と感じていましたが、参加国を見ると暑い国でも参加されている状況になりつつあります。スケートリンクが普及して来ているのではないかと想像していますが、季節に限らず競技できる環境が各国に整いつつあるのでしょう。

寒いこの冬も、平昌冬季オリンピックで楽しく過ごすことができました。競技を見ていると、仕事柄、競技種目自体或いは競技の一部の技術を「特許」として登録する人が現れるのではなかろうか？とも思った次第です。しかし、よく考えてみると、広く普及しているオリンピック競技種目と独占排他の特許権とは相容れぬものがあり、また、一方、日本では個人個人のテクニク的な技能は「発明」にはなり得ないことから、杞憂であります。念のため、「カーリング」関係の国内特許出願を調べてみると、競技そのものに係る出願は無いようです。カーリングにヒントを得た新たな競技用の機器（氷上以外の平坦地で競技できる工夫された機器）の出願はありました・・・但し、権利として存続していないようです。独占とは相容れず、競技として広まらなかったから・・・なのかもしれません。平昌オリンピックのエンブレム、マスコット（白虎のスホラン）は、著作物で著作権はありますが、より安全確保のために商標登録出願し登録されているのでしょうか？・・・と、余計な心配もしてしまいました。（職業病？）

2020年の東京オリンピックも、期間中、終日テレビで・会場で、競技を観たいものです。

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q1

伝統的な図柄のデザインだけをライセンスする方法はあるの？

布地会社に、展示会などで伝統的な図柄のデザインだけ販売して欲しいという問い合わせがありました。そこで、布地の販売でなく、デザインだけをライセンスする場合、活用できる権利としてどのような方法があるのでしょうか。

図柄が多数になるので、意匠権は保有していません。また、図柄の大半は、既に50年以上経過していますので、著作権を全面に出さずに販売権や使用权として契約することが出来たら良いのではないかと考えています。

A

意匠登録または不正競争防止法による保護を前提に、ライセンスを検討しては如何でしょう。

今回のご相談の場合、不正競争防止法による保護の可能性を前提にライセンス（販売権や使用权といった形でよいと思います）されることになると思います。しかし、本来は意匠登録すべきものと考えられますので、もし、公開前の図柄をライセンスされるなら、ライセンス予定のものだけでも意匠登録されることをご検討いただくのが良いでしょう。

まず、一般的な説明として、著作権で保護されるかどうかについて解説します。少なくとも、作者が不明でも公表が50年を経過しているものについては、著作権は消滅しますので著作権では保護されません。

著作権が消滅していない場合に関しては、布地の図柄であることから著作権法第2条2項の「美術工芸品」にあたるかどうか問題になります。これについては、裁判例では、「いわゆる応用美術、すなわち実用品に純粋美術（専ら鑑賞を目的とする美の表現）の技法感覚などを応用した美術のうち、それ自体が実用品であって、極少量製作される美術工芸品を著作権法による保護の対象とする趣旨を明らかにしたものである。著作権法は、応用美術のうち美術工芸品以外のものについては、それが著作権法による保護の対象となるか否かを何ら明らかにしていないが、応用美術のうち、例えば実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、本来、工業上利用することができる意匠、すなわち工業的生産手段を用いて技術的に同一のものを多量に生産することができる意匠として意匠法によって保護されるべきであると考えられる。」



「もっとも、実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものであっても、例えば著名な画家によって製作されたもののよう、高度の芸術性（すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現）を有し、純粹美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」（東京高裁平成3年12月17日、平成2年(ネ)第2733号）と判示されています。つまり、布地の図柄の場合には、裁判所に「高度の芸術性」を認定してもらえるには相当高度な芸術性が求められることから、結局は、著作権に基づくライセンスは難しいと思います。

次に、著作権以外の権利について説明します。

図柄が周知・著名で出所表示機能を持つといえる場合には、不正競争防止法によって保護される可能性があります。つまり、図柄を見ただけで、「あ、どここのものだ」、と分かるくらいに図柄が有名であれば、それを模倣すれば不正競争行為といえるからです。逆に、それほどの知名度がなければ、保護はされませんので注意が必要です。不正競争防止法における周知表示（2条1項1号）や著名表示（2条1項2号）として、保護を受けるためには登録などは必要ありませんから、周知・著名の要件を満たせば、本件でも、ライセンスの前提にできることとなります。もっとも、実際に裁判になったときに、周知性や著名性を立証することは相当大変だということをご承知おきいただきたいと思います。第三者が勝手に使い始めたときに、不正競争防止法に基づいてうまく権利主張できず裁判に勝てないようなことがあれば、ライセンスを受けている人もライセンス料を払わないで使うようになってしまうというリスクがあります。

その他の保護の例ですが、上記裁判例でも述べられているように、図柄は意匠登録できます。

例えば、バーバリーは、チェック柄を意匠登録（登録番号1072585）していますし、Cath Kidston(キャスキッドソン<http://www.cathkidston.com/>)は、花柄など相当数意匠登録しています。特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>) で検索されるときは、「キャスキッドストン」でテキスト検索をしてみてください。

意匠登録があれば、ライセンスの権利対象も明確になり、また、不正競争防止法よりずっと権利主張が簡単です。

参考情報1：東京高裁平成3年12月17日、平成2年(ネ)第2733号

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/3AE997AD4325806049256A7600272B9E.pdf>

書籍のお知らせ (発明推進協会の本 2018.3)



1月1日からの適用の基準です！
類似商品・役務審査基準
 国際分類第11-2018版対応

特許庁 編
 A4判 920頁 定価3,000円
 送料実費

商標登録出願には、商品名若しくは役務名を記載する必要があります。具体的な商品名及び役務名をこの「類似商品・役務審査基準」に基づいて願書等に記載しなければなりません。本書は、出願人等において、出願や調査等に必要不可欠なものです。2018年1月1日に適用が始まった国際分類第11-2018版に対応しています。

ISBN978-4-8271-1305-1

鳥取県発明協会 会員価格： 2,400円



バージョンアップした第2版！
第2版
米国特許手続ハンドブック

大坂 雅浩 著
 A5判 360頁 定価3,780円
 送料350円

2011年9月16日発効のAIAに基づく特許法の改正が成立し6年が経過。発行される特許の50%以上が、AIA改正法に基づくものだということが最近の調査で分かりました。変化の著しい米国特許業界、特に手続き面では、「発明の主題拒絶の増加」「U.S.P.T.O.提出書類の電子提出システムの進展」「NPEによる訴訟の減少」に特徴的な変化がありました。第2版では、それらの変化に特化させ、また、フォームを最新のものにし説明を追加しました。特許の主題 (同法101条)、新規性 (同法102条) やミーンズプラスファンクションの規定を含む記載要件 (同法112条) に関しては、重要判決を交えながら説明しています。最新知識の習得に最適な一冊となっており、米国特許法に携わる初学者にもわかりやすく解説しています。

ISBN978-4-8271-1297-9

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



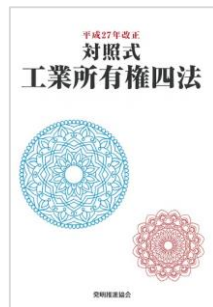
不正競争編に商標編を追加！
知的財産権訴訟要論
 (不正競争・商標編) 第4版

竹田 稔 服部 誠 著
 A5判 664頁 定価5,940円
 送料350円

本書は、「知的財産権侵害要論(不正競争編)第3版」に、「知的財産権訴訟要論(特許・意匠・商標編)」の中の商標編を合体した改訂版です。平成21年、平成23年及び平成27年の不正競争防止法改正による営業秘密に関する規制強化、平成20年の景品表示法改正、平成21年及び平成25年の独占禁止法の改正、さらに、平成26年改正による新しい商標としての音・色彩・動き・ホログラム・位置の追加の導入、商標の定義規定の改正、使用の定義の改正等について解説するとともに新たな判例、学説などの最新の資料を追加補充しています。

ISBN978-4-8271-1293-1

鳥取県発明協会 会員価格： 4,752円



条文を覚える近道！
平成27年改正
対照式工業所有権四法

発明推進協会 編
 A5判 632頁 定価3,240円
 送料350円

本書は、いわゆる工業所有権四法を、準用される条文が多い特許法を中心に、似た条文を並べ替えたものです。特許法の準用はもちろんのこと、書換え条文にも対応します。特許法・実用新案法・意匠法・商標法の四法の関連を一目で理解でき、記憶するのが容易になります。「特許法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第55号)、「不正競争防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第54号)及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第69号)等の改正を組込んでいます。是非お買い求めください。

ISBN978-4-8271-1266-5

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



企業を守る盾として！
不正競争防止法

渋谷 達紀 著
 A5判 376頁 定価3,780円
 送料350円

本書では、不正競争の概念、不正競争と不法行為との意義の相違、独占禁止法が禁止している不正な取引方法と不正競争の関係、不正競争防止法と景品表示法などの消費者保護法との交錯関係などについても検討しています。実際の訴訟で取り上げられた論点や、判例を多数紹介しており、実例に触れた学習が行えますので、企業関係者や法律の実務者必携の1冊といえます。

ISBN978-4-8271-1236-8

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



中国での商標権取得におすすめの一冊!!!
中国商標に関する
商品及び役務の類似基準
 (日本語・英語訳付)

及びその解説 国際分類第11版対応
 岩井 智子 (編集/解説・翻訳) ・
 李 菲菲 (翻訳)
 B5判 500頁 定価4,860円
 送料460円

13億を超える人口を抱える中国は、巨大な市場として魅力的なものとなります。かの地での商標権を得ることはビジネス上有効ですが、それには商標類似の範囲を知る必要があります。本書の第I編は、中国商標局編集の「類似商品及び役務の区分表」(2017年)に日本語と英語の翻訳を対象形式により編集したものです。第II編では商標局が「類似商品及び役務の区分表」に未掲載の商品及び役務について許容されるものを段階的に公表したものを纏めたものです。第III編では、商品及び役務の類似性が重要となった14の判決を紹介しています。中国での商標権取得・行使を確実なものとするため、出願書類の記載に必須なものとして、おすすめの一冊です。

ISBN978-4-8271-1296-2

鳥取県発明協会 会員価格： 3,888円

鳥取県発明協会の会員様は
 発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。

【書籍申し込み・入会お問い合わせ】

一般社団法人鳥取県発明協会 ☎ 0857-52-6728 E-Mail hatsu@toriton.or.jp



鳥取県特許関係情報 (平成30年2月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆

出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	無線機、路側通信機、判定方法、及びコンピュータプログラム	2018-019149	2016-145882	2016/7/26
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置、緊急情報報知システムおよびプログラム	2018-022989	2016-152362	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置およびプログラム	2018-022990	2016-152363	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置、緊急情報報知システムおよびプログラム	2018-022991	2016-152364	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置、緊急情報報知システムおよびプログラム	2018-022992	2016-152365	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置、緊急情報報知システムおよびプログラム	2018-022993	2016-152366	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	通信装置、緊急情報報知システムおよびプログラム	2018-022994	2016-152367	2016/8/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	無線通信機、情報登録方法、及びコンピュータプログラム	2018-028828	2016-160947	2016/8/19
国立大学法人鳥取大学	使い捨ておむつ	特-06278487	2016-188395	2016/9/27
国立大学法人鳥取大学	リチウムイオン二次電池の負極シートおよびリチウムイオン二次電池	特-06281154	2013-204912	2013/9/30
国立大学法人鳥取大学	ナトリウムイオン電池用電解液およびナトリウムイオン電池	特-06282457	2013-257073	2013/12/12
国立大学法人鳥取大学	検査器具および気道防御検査装置	特-06283424	2016-556593	2015/10/28
竹内 保久	湯温制御装置及び湯温制御方法	特-06284907	2015-128364	2015/6/26

◆商標出願状況◆

商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務
寿スピリッツ株式会社	POMMECA、SHINSHU	2017- 50972	第30類
入江 康之	泉米	2017- 15061	第30類
有限会社大成商事	古紙ランド	2017- 74732	第40類
有限会社大成商事	大	2017- 74733	第40類
株式会社ルリエ	GOKANNOMORI、五感の森	2017- 90470	第20類
ビッググロウス株式会社	やず柿の、めぐみ、柿っ子ちゃん	2017- 74580	第3類、第24類、第25類
岡野 丈洋	にぎるクッキー	2017- 35959	第30類
ダックス株式会社	GLASSD	2017- 76954	第35類
株式会社Casting net	サンドスライダー、SANDSLIDER	2017- 69151	第28類、第41類

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会 (0857-52-6728) まで申し込んでください。

(価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円＋送料)

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
- サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
- その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
New!! 公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
- 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
～入会(会員)及びサービスの詳細は下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除
(この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円(何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674
E-mail:hatsu@toriton.or.jp